

平成21年4月14日

各 位

会 社 名 日本電線工業株式会社
代表者名 代表取締役 植村剛嗣
社 長
(コード番号 5817 大証第2部)
問合せ先 管理本部長 稲村憲稔
兼経理部長
(TEL 072 - 875 - 4527)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月14日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年5月28日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。（変更案 第7条、第9条、第10条、第16条）
- (2) 取締役会の機関運営に柔軟性を持たせるため、取締役会長に加え取締役社長を取締役会の招集権者および議長に定めるものであります。（変更案 第23条）

2. 定款変更の内容

変更の内容は添付書類（新旧対照表）のとおりであります。

3. 日 程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成21年5月28日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成21年5月28日

以 上

定款新旧対照表

(下線部は変更箇所を示しています。)

改訂前	改訂案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 【現行どおり】</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 【現行どおり】</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 【現行どおり】</p> <p><u>② 当社は、第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 【現行どおり】</p> <p>【削除】</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 【現行どおり】</p> <p>② 【現行どおり】</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 【現行どおり】</p> <p>② 【現行どおり】</p> <p>③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものと見なすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと見なすことができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長<u>または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会長<u>および取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>附 則</p> <p>第1条 第9条第1項は平成21年6月1日付をもって効力を発生するものとする。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成21年6月1日をもって削除するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 第8条第1項は平成21年6月1日付をもって効力を発生するものとする。</p> <p>第2条 【現行どおり】</p>

以上